

春日区 地域協議会だより

No.54

令和8年10月発行
発行：春日区地域協議会



春日区地域協議会事務局

上越市地域政策課 中部まちづくりセンター
所在地：上越市木田 1-1-3（市役所第二庁舎 2 階）
電 話：025-526-1690 / FAX：025-520-5852
E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

「地域協議会だより」は、協議会委員の活動状況をお知らせするため、年 2、3 回発行しています。



地域協議会の活動状況



「たより」のバックナンバー

自主的な審議 「アイデア」から「カタチ」へ！春日の未来をつくる一歩が始まりました

前号（53 号）でお知らせした分科会のアイデア。いよいよ実現に向けて動き出しています。
今号では、「どうやって実現し、続けていくのか」の具体的な取組をまとめました。

○自主的な審議とは？

委員が自らテーマを決めて、地域の活性化や課題の解決に向けて話し合うことです。

春日区では、現在は直面していないものの、将来の課題となり得る 2 つのテーマについて、取組の方向性を整理し、3 つの分科会で協議を進めています。

	テーマ①	テーマ②	
審 議 テ ー マ	子どもたちが 愛着を持てる春日 ～春日愛の継承～	誰もが誰かとつながっている春日 ～春日流儀～	
解 決 策	春日地域に関する学びや謙 信公の顕彰を、地域の大人か ら子どもへ伝承する。	簡単なゲームを通じた 世代間交流	共通の趣味などを持った人がつな がるための交流
取 組 案	すごろく、謙信公検定(受検 までの学習含む)	すごろくでのウォーク ラリー ほか	春日地域文化祭
協議概要	子どもが参加しやすく、地域 を学ぶことの過程に重きを 置く取組となるよう協議し ています。	誰もがルールを理解で きるゲームを用いて、世 代間交流ができる“場” の提供につながるよう 工夫していきます。	互いの顔が見え、交流につながる春 日地域全体の文化祭を開催すべく、 小さな規模から少しずつ拡大しな がら始めていくことが実現までの ポイントと捉えて進めています。
実行性 ・ 実施者 ・ 継続性	・まずは試してみる！ …令和 9 年度を「試行期間」とし、地域の皆さんからモニターになっ ていただいたり、公民館の協力を得ながら練り上げていきます。 ・委員が試作品も！ …委員自ら「すごろく」や「アプリ」の試作品を作成してみました。 ・長く続けるために！ …新たな市の補助制度（※）や広告収入を活用し、無理なく続けられ る仕組み（実行委員会）を検討中です。 ※市の補助制度については裏面をご覧ください。		

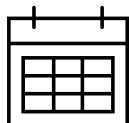
単なる話し合いにとどまらず、一歩ずつ「カタチ」にしている春日区地域協議会の今後にご注目ください！

地域にぎわい事業補助金

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

12月28日（月）必着



- ご相談の際は、事前にご連絡いただき、ご来庁の日時を調整願います。
- 新たな活動の実施を検討されている場合は、**11月末までに**中部まちづくりセンターへ必ずご相談ください。

対象事業

顔の見える信頼関係、地域への愛着と誇りなどをいかした、地域で力を合わせて笑顔と活気があふれる「にぎわい」のあるまちづくりのため、次のような事業提案をお待ちしています。

地域の宝の保全や 地域への愛着を育む活動	地域コミュニティの 維持・活性化活動	地域ぐるみでの 助け合い活動
地域の自然保全活動、地域を象徴する作品やおもちゃ作り活動	集いの場づくり、情報発信基盤やコミュニケーションツールの開発	子どもや高齢者の見守り活動

など

※モノを“作る”・“買う”だけでなく、地域の皆さんによる**活動**に必要な経費が対象となります。

対象者



5人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体

○政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

補助率

10/10以内（千円未満切り捨て）

○提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の活動実施に伴う収入を差し引いた額

○活動ごとの上限額はありますが、地域自治区の上限額は超過できません。
○審査の結果、不採択となる場合があります。

春日区の上限額

1,120万円

審査



- ① 審査は書面にて行います。必要に応じて、中部まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
- ② 地域協議会は、活動の評価を行います。
- ③ 市は、この評価結果と区の上限額を踏まえ、採択する活動を決定します。

対象事業、制度など
詳しくはこちらから➡
（上越市ホームページ）



春日区の事前相談・提出先
上越市 中部まちづくりセンター
電話 025-526-1690（直通）
E-mail chubu-machi@city.joetsu.lg.jp